

第4回特別職報酬等審議会

日 時：平成25年12月6日（金）午後1時30分～

場 所：第1委員会室

出席者：石野委員、北川委員、小西委員、秦泉寺委員、對尾委員、西田委員（五十音順）
事務局（武智、佐々木、河合、宇都）、行政委員事務局長

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 審議会提出資料説明
 - ア 愛媛県内市町の行政委員の報酬の状況について
 - イ 行政委員の業務内容について
 - ウ 広報区長への依頼業務調査について

市長の諮問に応じ、行政委員等及び広報区長の報酬の額について審議を行う。

（事務局）【資料に基づき説明】

（会 長） ありがとうございます。ただ今説明していただいた資料で何か質問がありましたら、よろしくをお願いします。

（委 員） 監査委員以外は委員長を選出し、委員よりは高いのですが、この監査委員については議会の代表者の方より非常勤の方が3倍高いようですが、これは何か意味合いがあるのでしょうか。それともう一点よろしいですか。

（会 長） はい、どうぞ。

（委 員） 選挙管理委員の関係ですが、委員の方、これは選挙の開票の立ち会いも含めてですか。

（事務局） 3回ということですが、選挙管理委員会で確認したのは、まず告示日にお集まりいただいているようでございます。そして、その投票日の3日前に立会人を決定する会議を開いております。当日、こちらの本部のほうと開票場のほうにお越しいただいております。

（委 員） 一般的に会議といえど二、三時間程度が多いですが、投票日は朝早くからですか。

（事務局） やはり各投票区を回りますし、開票開始からは終了するまで開票場のほうに詰めています。

（委 員） わかりました。

(会 長) 委員によっては月額と日額の方がいますね。例月で必ず毎月1回は出る方と、年に定例会の数日しか出ない方など。

(事務局) はい。

(会 長) 伊予市が月額にしているのは毎月必ず1回ある委員さんだから月額にしているという理解でよろしいのですか。

(事務局) はい。

(行政委員事務局長) では、先ほどの監査委員についての御質問ですが、これは識見監査委員と議選の監査委員ということでございまして、地方自治法上、識見を有する監査委員というのは、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者ということで、そういった形のもので識見に関する者がどこの市町についても報酬額は上がっております。議選委員については、議員さんの職務の一環とまでは言いませんが、そういった絡みもありまして、議員報酬にプラスされますことから議選委員は安く設定されております。

(会 長) 今の説明でよろしいですか。

(委 員) はい。確かに大体他の市も同様ですね。

(会 長) 他の委員さんについても聞きたいことがあればどうぞ。

(委 員) どの役職も、ある程度精通している方がいいとは思いますが、特に監査委員については何かの資格が必要であるというような基準はあるのでしょうか、その中で選出しているのでしょうか。

(行政委員事務局長) 特段これといった資格は必要ありません。他市を見ましても、公認会計士になっている場合もありますが、これといった資格が要るものでもございませぬ。過去の経験上でそういった者、適しているというようなことで議会で承認をいただければ、もうそのままその職につくことができます。現在、伊予市の識見の監査委員さんにつきましても特段これに関しての資格というものはお持ち合わせではございませぬが、もともとは民間の会社で監査をされてました。実際、民間の会社につきましても、資格があってもやられているわけではございませぬ。

(委 員) わかりました。

(会 長) ほかに何か質問ありませんか。では私から、選挙管理委員会の日額に最近見直したところ、日額に変えたところが2つありますが、その理由は分かりますか。

(事務局) 理由を確認したものではないですが、まず滋賀県で、選挙管理委員に対しては、伊予市同様、月額で支給をしておりまして、それは地方自治法に違反するのではないかということで差し止めの請求がございました。それによりまして、第一審の天津地裁、そして第二審の大阪高裁では、その差し止め請求を容認いたしました。最高裁におきましては、月額制にしていることが地方自治法には違反してい

ないという判決がなされました。当時、県下の人事担当課長会でこのことを議論いたしました。その際に新居浜市、八幡浜市は先んじて日額に直しましたが、他の団体については最高裁の判決を待って対応しようということで、その時点では話が終わっておりました。先ほど申しました最高裁が違反ではないという判決を下しましたので、現時点では月額にしている団体が多いというように思っております。

(会 長) 判決で違反ではないと出たからそのままに置いてあるということですね。日額にしても月額にしてもどちらでもいいと。結果論として違反ではないということですね。ほか何かございませんか。

(会 長) ないようなので、私からもう一つ、行政委員さんの報酬額について、他の市は今年も見直すことはないのですか。

(事務局) はい、今のところ予定はないです。

(会 長) では伊予市は今回審議にあげていますが、何か理由があつてのことか、わかる範囲でお願いします。

(事務局) 合併時にある程度基準を決めて金額を設定していればよかったです。ほとんど旧伊予市の金額のままにしているものと思います。合併して10年近くが経過しますので、そのあたりの経済状況、社会状況等も変わっているということで、この金額が現在の状況に照らし合わせて適切な金額なのかどうなのかということを審議していただくというのが、一番の要因でございます。

(会 長) 行政委員は法律なり条例で決まっています、ある意味公務員とも言えます。社会情勢は近年ずっと景気は悪く、公務員の給与も上がっていない。そのようなこともあり私個人の意見としては、上げるべき理由はあまりないように思いました。

皆さん、それぞれ御意見がありましたらどうぞ。

(委 員) 全体的には他の市町と比べれば低いということですが、先ほど意見が出ておりましたように、公務員給与についても減額している中で、果たして順位が低いから、今回から上げていくのがいいのか、なかなか上げるというのはちょっと言いにくいなという感じをしております。

(委 員) 伊予市の税収が約36億ぐらいあると聞いて、10年後にはそれから約9億減少すると聞きました。多分人口的にもあと10年すると、老人は多分40%強、今の年齢の人たちが40%増になり、若い人が病気になって10%減になっています。そうすると収入源がかなり減ってきますよね。市長、議員も据え置きとします。行政委員の方もこのまま変わらずでいいのではないかと思います。

(委 員) 同じことですが、合併以降、経済情勢が変わってないのですから、このまま据え置きでいいのではないかと。特別上げるとか下げるとかいう理由がないです。

(会 長) 今回見直しをされると言われても、伊予市も合併したときにそれなりの理由や考え

のもとに5,700円で決めたわけでしょう。ただ、伊予市の5,700円は県内11市の中で10番目なので、それを言われたら、もう少し上げたらどうかというようなことはありますかね。

(委員) 農業団体あたりを見てみますと、県内全域じゃないですが、やはり大型農協になって景気もよくないということもありまして、報酬なり各委員の手当も下がってはきております。私も他市と比較してどうしても上げなくてはならないという考えはございません。

(会長) ほか何か御意見はないですか。

(委員) いろいろ皆さん意見も出て、大体考えておられる、見方についてはほぼそう変わりはないと思いますので、現状で据え置くというのが一番いいのではないかなと私は思います。

(会長) 皆さんの御意見をお聞きしまして、行政委員については、昨今の経済状況や将来の伊予市の財政見通しなどから見ると、今のところ上げるという要素はなく、また、下げるというまでのことはないのでは、ということなので、据え置きでどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(会長) それでは、行政委員の報酬については据え置きということで決定したいと思います。

(会長) それでは次に、広報区長の報酬について審議いたします。

(事務局) 【資料に基づき説明】

(会長) ありがとうございます。広報区長については、1回目にいただいた資料、2回目に追加していただいた資料と今日いただいた資料に基づき進めていきます。広報区長が伊予市は現在年額14万円ですね。

(事務局) はい。

(会長) 勘違いされていたらいけませんので、広報委員については、また別の額を出されていますよね。

(事務局) はい。広報委員につきましては、平均が4万8千5百円です。

(会長) 年額4万8千円ぐらいだと。

(事務局) それは平均であり、個別のお支払いについては、それぞれの広報部数に応じて支給をしています。

(会長) 今回は、広報委員については審議をするということではないですよ。

(事務局) はい。

(会長) ただ、広報委員の4万8千円には、きちんと基準があるんでしょう。

(事務局) はい。

(会長) 広報区長や広報委員といっても、同じような業務をしているのではないかと
思っている方もいるかもしれませんね。ほかに何かありませんか。

(委員) 先ほど、広報区長は伊予市が14万と言われたんですけど、あと中山とか双海は。

(会長) 中山・双海も同じですよ。この広報区長制度というのは、合併してから同じよ
うなことになったんですよ。

(事務局) はい、そうです。

(委員) いろいろな行政関係の会議を開く場合に、広報区長だけを招集するというこ
とでしようか。本庁へ招集する場合、どのような会の開き方をしているのですか。

(事務局) それぞれ事業によって違うかとは思いますが、伊予市全体にかかわるものにつ
いては、年に4回広報区長会を開いています。その席で各担当部局からお願いという
ことでそれぞれ説明をしています。ただ、ある程度その地域に限定された事業にな
りますと、担当課が召集なりお伺いするなりして説明するという方式をとっている
ものと思います。広報区長の担当部局としてタッチをしているのは、年4回の広報
区長会です。

(委員) 地区ごとに広報委員の会はあるのですか。

(事務局) 私どものほうでは、そこまでは把握できておりません。

(委員) 区長が広報委員会を招集して広報区の中の協議事項はやっているようです。

(委員) 広報区長の業務については、やはり各区で違うと思うんです。過去の流れなり、
農村地区と都市部とか、山間地とかありますし、過去にさかのぼって要領よくやる
区もあるでしょうし、そうではないところもあるでしょう。私の地区では毎月いわ
ゆる広報委員会を開いて、そこで末端では常会という中で区長や広報委員会でどん
なことがあったか、あまり市からの依頼や協議事項などはほとんどないのですが、
毎月何か連絡事項等はあるようです。広報紙を配るのは区長の方には関係ないよう
です。直接広報委員へ届いています。

(会長) では、広報紙の配布業務については区長はやってないということですね。

(委員) 区によって違うかもしれませんが。

(委員) 赤い羽根とか青い羽根とか社会福祉協議会が年末になって現金を集めるときがあ
るんですが、以前は区長さんも関わっていたかもしれませんが、今はもう広報委員
が地区の費用で処理しています。ですからそれもそう手間暇は区長さんにかかって
ないと思います。むしろ、広報委員さんが集めている地区があるかもしれません。

(委員) ただ、はるかに増えてきたのは、地域の祭りやスポーツ大会とか、市に直接関係
のない地元行事について、どうしても区長が絡んできますね。

(委員) 全部区長ですね。

(委員) 広報委員ももちろん。でも、実際に動かなくてはならないのは広報委員さんだと思いますが。

(会長) ほかに何か。

(委員) 審議の対象ではないですが、広報委員の選任については、何か規定があるんですか。

(事務局) お手元に広報委員に関する規則がございますが、この中で広報区の中にどのような広報委員区を置くかという定めがあります。その広報委員区に一人ずつ広報委員さんを置くということになります。

(委員) 広報委員区をどんな基準で決めてますか。

(事務局) 基準はございません。現在253とありますが、以前は251でした。地元からの分区の要望がありまして2つ増えた経緯がございます。市といたしましては、地元から広報委員区を分けてほしいという要望等がございましたら、いろいろと検討をいたしまして、それが適当かどうかということも考察することは可能です。

(委員) 広報区長の報酬は一律14万円ですかね。

(会長) はい、資料でも14万円になってます。

(委員) 一番部数が多いところと一番低いところで単純に倍数でいくと17倍の差があります。これで報酬が一緒というのも少し矛盾があるかなという感じはしました。

(会長) 地域によって区長がやっている業務もあれば、ないのもたくさんありますね。

(委員) 確かに一人の区長が持っている戸数が多いからそれだけ仕事が多いとは一概には言えないと思います。それと、どれだけ仕事があるのかと言われても、事業は人なりで、人にもよりますよ。より以上のことをお世話する人もいれば、大概でいいかとかいう場合もあるでしょう。一概には言えませんが、単純な物差しを出せとなればやはり広報部数が多い区長ほど多少は仕事が多くなるのではないかと思います。

(委員) 区長さんの業務は、相当御苦労なところが多々あると私も聞いておりますし、それに一律14万円というのが妥当かどうかという判断も難しく、公平な立場というか、公平にいくという観点から一律にしているのではないかなとは思いますが、やはり戸数や面積ですよ。本来ならそれをもう少し考慮してもいいのかなとも思いますけど。

(会長) ほかに何かございませんか。

(委員) 区長の任期は。

(事務局) 1年です。

(会長) 区長も市が決めるのではなく、結局地域の方が決めて、この人をということで提出してくるわけでしょう。

(事務局) はい。

(会 長) 一方的に市がお願いして区長になっていただくというわけではなく、地元からということですね。

(事務局) 地域の方々の御推薦によります。

(委 員) 広報委員の中から推薦されているのですか。

(事務局) 違います。

(会 長) 広報委員と広報区長に同じ人がなっている地区はないのですか。

(事務局) あります。広報委員を広報区長が兼ねている地域も旧伊予地域で何地区かありますし、旧双海地域ではほとんどの地区が広報委員と広報区長を兼ねています。

(会 長) では、その方は区長と広報委員両方の報酬をもらうわけですね。

(事務局) はい。

(会 長) それだけ仕事が多いということですね。

(委 員) 区長になったばかりに、いろいろ地区のお世話をさせられることが現実にあるわけですね。ただ、各地区から報酬を出しているというのがほとんどではないかなと思います。

(会 長) 地域によっては区長は自治会長的な役割もするので、地元の自治会が報酬を出しているんでしょう。

(事務局) そうです。

(会 長) ですが地元から報酬を出しているところもあれば、出していないところもあるということで、区長さんがいくらの報酬を自治会からもらっているかについては、市は知らないということですね。

(事務局) それは地元自治会のことになりますので、市とは直接関係がありません。

(会 長) 自治会としての業務や地域の祭りの世話などで忙しいといっても、それは自治会のことですから、市が関与することではないでしょうね。

(事務局) 今お手元にお配りしております業務調査表につきまして、各担当課に広報区長あての業務がどのようなものがあるかということ調査させていただきました。ですので、ここに上げている業務名につきましては、各課から一応広報区長あてという文書を網羅しております。伊予市以外の10市につきまして、伊予市と同じような広報区長制度があるかどうかという確認はしております。その中で、伊予市と同じような区長制度をしいている市もあります。ただ、多くのところは、伊予市の区長に該当するような役職というものを置いていません。そういうところはやはり地元の自治会に依頼をしているという回答をいただいております。

(会 長) 伊予市の場合は、自治会がない地域もあるのですか。

(事務局) いいえ、自治会がないというところはないと思います。各市とも広報区長がいないところもありますが、広報委員さんや地元自治会長さんと広報紙の配布について

は委託契約を結んで配布をしていただいているようです。

(委員) 結局、仕事の関係はともかくとして、地域によって多いところも少ないところもあるかと思います。

(会長) 業務内容は他市と比べてもばらばらですし、これまでの議論を勘案して皆さんの御意見をそれぞれ言っていただけますか。

(委員) 一律の報酬を出すというのは、行政からすれば仕方ないのかもしれませんが、戸数とか面積とかいろいろなことを勘案してみるのも一つの案かと。金額については、市から依頼している区長の仕事としては妥当かなと思います。ただ、区長になったばかりに、地域のいろいろなお世話をお願いさせられるというのを見れば、そこは自治会で報酬を支払ってあげればいいのではないかなと思います。これまで他の行政委員や市長をはじめとする特別職の報酬を据え置いたなら、区長だけ上げるというわけにはいかないだろうと思います。

(委員) 私も意見としてはそのとおりであると思います。そして、今まで審議した過程の中で、全部据え置きという状態で、区長だけ上げる下げるというのもどうかと。では何で上げるのか、下げるのかの具体的な理由も必要でしょうし、今の状況ですと、もうこれは現状で据え置くことが一番望ましいだろうと思います。

(委員) 区長によっては依頼業務を完璧に全部しなくちゃいけないという人もおられるし、要所要所の仕事しかされてない方もいらっしゃると思うんです。仕事がたくさんあると思われるのは、やはり真面目な方がこれを全部しないといけないから、それに見合った収入が欲しいと言われるかもしれませんが、伊予市としてはその平均的なところを見ないといけないと思います。金額に関しては、市の将来的な財政状況を考えても、区長だけ考え直して上げるのではなく、このままの金額でやっていくとするほうがいいのではないかなと思います。

(委員) 資料に区長の業務について、「その他行政に関し特に市長が依頼する事項」というのがありますが、そういったものがたくさん出てくるわけですよ。それが大変だということなんです。だから何とか考えてほしいという思いがある区長さんもいるのではないかなと思いますが、上げることにはならないかなと私個人でも思いますし、市長から区長に委嘱され、業務を行う間は、みなし公務員なんです。そうでないときは一私人なんです。忙しいのは忙しいですけど、強制業務じゃございません。皆さん理解のもとでボランティア、自分から進んでそれをやるということでやられてますから、金額が多いか少ないかという判断はやりづらいですが、今上げるとか下げるとかについては、経済情勢から見ても、少し時期が悪いのではないかなと思います。

(委員) 行政の仕事もですが、以前から比べたら多くなってます。最近では特に防災関係

が加わってますし、仕事が増えているということは理解できます。また、充て職もあるでしょう。でも逆から見れば、区長をやることによって地元住民から非常に信用が高まってくる、これはかけがえのないことです。区長をやりたくてもやれない人もいます。そういう意味からいえば、金額面では引き上げをしたらいいのはいいですけども、特別職ほかすべて据え置くという中で、区長だけ引き上げというものいかなものでしょう。地元の仕事も確かに増えていますし、地区によって自治会からの報酬が少ないということもあるでしょうが、それ以上に、男気をもって、半分は市のためにやる、半分は地元のためにやるという強い信念を持っておられる方が区長をされているという認識をしておりますので、据え置きをお願いしていただくということでどうかなと思います。

(会 長) 皆さんの御意見をお聞きしまして、報酬の14万円については、経済状況や今後の市の財政事情のこともありますし、区長というのは自治会の会長のような自主組織のボランティア的な面もありますし、そういう意味合いも含めると、据え置くことが適当である、という結論でよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

(会 長) それでは、広報区長の報酬についても据え置きということで決定したいと思います。長時間にわたり御審議いただき、御苦労さまでした。ありがとうございました。